

第 20 回関西障害学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	A-① 障がいのある教職員の立場から	参加者数	10名	会場	第2、3演習室
		ACE	2名		
		情報保障	6名		
テーマ	奥村俊博氏（東京大学先端科学技術センター）、中野聡子氏（大阪大学キャンパスライフ健康支援センター）の2名が、障がい当事者の観点を活かしながらどのように障がい学生の意識を育て、あるべき支援につなげていくかについて対談を行った。				
司会	望月 直人（大阪大学）	記録	遠塚谷 力（大学コンソーシアム京都）		
記 録					
<p><参加校概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国公立大学4校4名（うち1校1名は関西圏外）、私立大学6校6名（うち1校1名は関西圏外）、大学規模については在籍学生数300人～30,000人と様々。 ・参加者の立場は、教員、支援コーディネーター、職員（他業務と兼務、支援体制を構築中の大学含む）と、こちらも様々であった。 <p><話題></p> <p>① 意思表示・建設的対話スキルの形成について</p> <p>障がい学生自身も、自分の困っていることを整理できてないことがある。⇒DO-IT Japanの夏季合宿にて自己紹介や必要とする支援メニューの作成にあたって障がいをもつ先輩の内容から気づきを与える取り組みなどの紹介がなされた。また支援の必要性を訴えない場合は、そのままスタートさせて失敗やバリアを経験してもらうことも大切であるが、支援者は、状況を注意深く見るようにして、学生が話す内容だけでなくしぐさや様子からも潜在的なバリアを読み取ることも必要である。</p> <p>② 高校から大学への移行</p> <p>高校までは「特別支援教育」の考え方に基づいて支援が行われるが、大学においては本人がどのような支援が必要であるかを伝えなければならない。また、高等教育は訓練やリハビリの場ではない。その気づきを与えられるように接していく必要がある。</p> <p>③ 当事者から見た支援</p> <p>当事者と支援者では支援のとらえ方についてのズレが生じやすい。障がいによって文化的背景が異なることもあり、ズレは生じて当たり前である。裏表のない率直な対話が必要である。</p> <p><所感></p> <p>身体障がいでも自分に必要な支援や環境整備についての意思表示、建設的対話スキルが未形成の学生は多い。支援室担当者は、合理的配慮提供にかかわるやりとりを通して障がい学生の成長を促していくかわりが必要であると感じた。また、障がい当事者の立場から、合理的配慮と教育的配慮の違いを具体的に示されたことで、各参加者が支援について対応を考える際の一助になったのではと思われる。</p>					

第 20 回関西障害学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	A-② 障害学生支援に関わる人の座談会	参加者数	19 名	会場	第 4 講義室
テーマ	障害学生支援の現場で、派遣調整や学生と教職員をつないできた担当者 3 名より、各大学での経験をもとに対談し、フロアからその都度、事例等を発表いただき、情報共有・意見交換を行った。				
記 録					
<p><参加校概要></p> <p>総合大学、単科大学、短期大学より国公立、私立問わず様々な大学が集まった。参加者の立場は、教員、コーディネーター、職員、臨床心理士、看護師と、こちらも様々であった。</p> <p><話題></p> <p>本分科会で、意見交換・情報交換された話題は以下のとおり。</p> <p>(1) 組織体制、支援窓口および派遣の主体確認</p> <p>各大学に現状をヒアリングし、障害学生支援の主体がどの組織が担っているか確認した。</p> <p>(2) 障害学生当事者に関するケースについて</p> <p>聴覚障害学生支援に関するケース 1 件、発達障害学生支援に関するケース 1 件について、支援のあり方について意見交換がなされた。</p> <p>(3) 支援スタッフの募集・養成・派遣について</p> <p>各大学、募集に苦慮している様子が伺えた。数大学から募集に際し工夫している点についての紹介があった。また、発達障害学生の支援方法についても情報交換がなされた。</p> <p>(4) コーディネーターや担当者の業務について</p> <p>支援担当者への引継ぎの工夫について意見交換がなされた。その際、大学コンソーシアム京都ホームページ内にある、以下 URL が活用できると紹介があった。</p> <p>【障害学生支援における各種フォーマットについて】</p> <p>http://www.consortium.or.jp/project/dss/dssformat</p> <p>(5) 精神・発達障害学生への対応について</p> <p>学内だけで解決せず、外部機関と連携を取ることが重要性であるとの報告があった。</p> <p>(6) 支援範囲とその妥当性について</p> <p>どこまで支援するかは、各大学の予算規模・体制等で大きく異なり、支援の可否を決めていく必要があるが、文部科学省が出している指針に妥当性を判断するヒントが記載されていることから、今後、「文科省の指針勉強会」という場の必要性も挙げられた。</p> <p><感想></p> <p>各大学の課題が多岐にわたったことで、多数のテーマを取り扱うこととなり、情報交換ができる有意義な場となった。また、他大学の現状を聞き意見交換をすることで、新学期の障害学生支援に向けた解決への手がかりが掴めた場にもなった。</p>					

第 20 回関西障害学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	B 小規模大学	参加者数	8名	会場	第1共同研究室
テーマ	学生数 3,000 人以下の大学を対象とした分科会。主に小規模大学の支援の実態、課題について情報共有・意見交換を行う。				
司会	力士 勝 (京都精華大学)	記録	浜口 淳子 (大谷大学)		
記 録					
<p><参加大学・短期大学の概要></p> <p>小規模大学ならではの悩みを共有し、活発に意見交換できる場とするため、参加者を 10 名以内に絞って開催する運びとなった。在籍学生数が 300 名前後から 3,000 名までの小規模大学・短期大学（以下、大学と表記）より 8 名が参加した（全て私立）。参加者の立場は、教員、学生相談室カウンセラー、支援コーディネーター、職員（支援専門の部署がなく他業務と兼務）と様々であった。支援室や専門の委員会を発足させて間もないところが多く、発足させても体制整備が課題と感じている模様であった。</p> <p><話題></p> <p>障がい学生支援委員会の立ち上げを検討している大学より、どのような構成員がよいかとの質問が寄せられ、既に委員会を設置している大学が説明した。なお、記念講演で講師をされた石田教授に対しても同じ質問があり、分科会終了後に設けられた質疑応答にて、石田教授より「副学長をトップとするのがのぞましい」との助言があった。</p> <p>専門が資格取得系という大学が大半で、実習・実験・実技における支援が難しいという声があった（特に本人に自覚がない場合）。これについて、成功例として「入学してすぐではなく、半期ほど過ぎて春学期の単位修得など本人が自信を持てるようになった頃に、支援の申請を勧めたところ、本人も納得して手続きに至った」「本人には知られないようにしつつ、実習・実験担当助手には予め当該学生の情報を伝えて積極的に関与してもらおう」などがあげられた。一方で、資格取得科目が卒業所要単位としても必須の場合は他の道を勧めることもできず、不適応で休学・退学に追い込まれるケースがあることに心を痛める担当者もいた。</p> <p>小規模ならではの良い面であるが、学生に対して教職員の目が行き届くため「不文律」で支援を行うことができている実態がある。むしろ、支援体制を制度化・規程化することで不都合なことも有り得るといふ大学が多かった。しかし、一部の教職員にばかり負担がかかってしまうため、制度化することで全学的に取り組むことを教職員が共有したという大学もあった。</p> <p>学生相談室にはかなり深刻になった状態で相談が持ち込まれる場合もあるが、学内で情報共有すべき内容や範囲（教員・担当部署など）については、規模の大小に関わらず共通の悩みであるのが垣間見えた。</p> <p><所感></p> <p>少人数の分科会らしく、和気藹々とした雰囲気の中かで自由に発言できる場となった。分科会開催の目的が達成されたのは幹事会として大きな喜びである。</p>					

第 20 回関西障害学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	C 事例検討	参加者数	11 名	会場	第 2 共同研究室
テーマ	障がい学生に対する支援の妥当性や公平性等について各大学の対応事例を検討				
記 録					
<p><参加校概要></p> <p>本分科会では、国立大学 4 校、公立大学 1 校、私立大学 5 校から 11 名の参加者があった。参加者の立場は、支援コーディネーター・教職員であり、臨床心理士や社会福祉士の資格保持者も多かった。</p> <p><話題></p> <p>はじめの自己紹介時に各大学の障がい学生への支援組織体制、障がい学生の在籍状況、抱えている課題等を共有し、お互いを理解することからスタートした。次に、検討したい事例を発表し、意見交換を展開していった。</p> <p>本分科会で検討した事例以下のとおりである。</p> <p>(1) 教員養成など実習を伴う課程における発達障がい学生、精神障がい学生への配慮・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学前相談の大切さ ・教育の本質を変えない範囲で提供できる合理的配慮のあり方 (どこまで支援すべきか、支援できるか) ・実習先の対象者の安全面等への影響(ステークホルダーが複数になる場合の対応の難しさ) ・本質を問う上での、コンピテンシースタンダード、テクニカルスタンダードの課題 <p>(2) 地域の支援資源を活用できるケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生にとって大学は社会生活の一部(生活と大学のつながり) ・障がい学生に対するホームヘルパーによる家事支援を登校支援につなげた例 <p>(3) 手技が求められる国家資格を目指す身体障がい学生への配慮・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学部等の方針の重要性 ・合理的配慮に関する教職員の理解度をあげる必要性 ・遅刻、欠席に対する配慮のあり方など、評価における課題 ・未来志向的ポリシーとテクニカルスタンダードのバランス及び明示 <p><感想></p> <p>大きく 3 つの事例を取り上げて検討した。それぞれの事例の中に各大学が課題と認識している側面も多く含まれており、活発に意見交換がなされた。「未来志向的ポリシーとテクニカルスタンダードのバランス」「大学はライフステージのひとつ。自己認識を高めて、その先の人生で自らのことを発信する力を養う場」という共通認識をもてた場にもなった。</p>					